

## 議案第 1 幸手市デマンド交通の運行期間延長について

平成 27 年 10 月から令和 2 年 9 月までの 5 年契約で運行している幸手市デマンド交通について、令和 2 年 10 月以降も運行を継続したく、契約期間を 6 ヶ月間延長し、令和 3 年 3 月 31 日までとすることについて協議をお願いするものです。